

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1. 改正省令案の概要

- ① 非居住者による(i)居住用・非営利目的の業務の遂行用・事務所に供するための本邦にある不動産の取得及び(ii)他の非居住者からの本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得((i)の用に供するための本邦不動産に関する権利の取得を除く。)を事後報告の対象に追加(外国為替の取引等の報告に関する省令(平成10年大蔵省令第29号。以下「報告省令」という。)第5条第2項第10号及び別紙様式第22関係)

現状、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)第55条の3第1項第12号に基づき事後報告を求めているが、上記取得については、報告省令第5条第2項第10号により当該事後報告の対象から除かれている。

今般、我が国経済を取り巻く環境が変化していること等を踏まえ、非居住者による本邦にある不動産の取得に係る資金の流れをよりの確に幅広く把握する観点から、上記取得を事後報告の対象とすべく、所要の規定の整備を行う。

- ② 対外投資として報告されるべき事項の別表第一への追加(報告省令別表第一・国際収支項目番号・注の第一号から第三号まで関係)

報告者の総議決権等の百分の十以上の議決権等を所有する居住者が、非居住者に総議決権等の過半数を所有されていない場合において、報告者が行う兄弟会社等である外国法人との取引は、本来、国際収支統計上対外投資として報告されるべきであるところ、これに関し、報告省令別表第一の注書きにおける定義がないため、現状、対内投資として報告されることとなっている。これについて報告者から正確な報告を求めるため、所要の規定の整備を行う。

- ③ 経過措置及び移行期間中の報告の特例の終了(報告省令附則第3条から第13条まで及び別紙様式第55から第75まで関係)

平成10年の報告省令制定時に規定された経過措置及び移行期間中の報告に係る特例について、これに対応する規定及び別紙様式が削除されていることや、制定時から相当の期間が経過し、本特例を設ける必要がないこと等から、所要の規定の整備を行う。

- ④ 平成31年4月中にした支払等に係る報告の特例の終了(報告省令附則第16条関係)

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の施行により、平成31年4月27日から5月6日までの10日間が連休となることを踏まえ、報告者の負担に鑑み、外為法に基づく報告書の提出期限の一部猶予を設ける省令改正を行ったものについて、施行から相当の期間が経過しており、本特例を設ける必要がないことから、本特例に係る規定を削除する。

2. 今後の予定

令和8年2月を目処に改正省令の公布、同年4月1日を目処に施行の予定。